

道路の横断に限る特殊車両通行許可の基準緩和について

これまで道路を横断する場合に限り、道路構造への影響及び運行時における安全確保のための制限を付与した上で、車両総重量、長さ、及び最小回転半径について、特殊車両通行許可の許可限度を上回る値で運行を許可する緩和措置を実施してきたところです。

今般、構造改革特区制度における関係者からの提案を踏まえて、車両の幅についても次のとおり、基準の緩和を行いました。

1. 改正概要

「道路の横断に限る特殊車両通行許可の特例について」の改正を行い、車両の幅について次のとおり、基準の緩和を行いました。

○道路を直進により横断する場合の幅の許可上限値

車両の分類を問わず 3.8 m

2. スケジュール

改正年月日：平成 28 年 3 月 29 日

施行年月日：改正年月日と同じ